

「原発事故時の避難計画に関する再質問及び要請書」に対する回答

【緊急質問・要請事項】

貴職は10月22日の定例記者会見で「川内原発の再稼働については、(鹿児島県の)伊藤知事が前の選挙のマニフェストの中で、説明会を開催して判断をしていくということを表示しておられました。それをきちんと選挙の時の約束どおり果たされているなという印象を持っておりまして、一人の政治家のありようとして見たときには、非常に敬服しているところでございます」と述べておられます。

周辺自治体や住民の再稼働への不安や反対の声を無視して、再稼働に同意した伊藤知事のどの部分に敬服しておられるのですか。

私たちは貴職がやらせ行為を行ってまで、九州電力や規制当局と共にプルサーマル発電を始め、原発の再稼働を目論んだことを決して忘れておりません。このような重大な課題を全部放り投げて国政に行こうとする貴職の無責任な政治姿勢に私たちは吃驚仰天(きっきょうぎょうてん)し、怒りを覚えています。

責任の所在を曖昧なままにしたこれらの行為に対して、貴職が悔い改めの気持ちを持つならば、県民へのあらためての謝罪と、県民が被曝にさらされる危険がたとえわずかでもある限り、玄海原発の再稼働をすべきでないという不退転の意思を「一人の政治家として」ただちに表明されることを求めます。

(答)

- ご質問にもあるとおり、古川前知事は、10月22日の定例記者会見で、「川内原発の再稼働については、伊藤知事が前回の選挙のマニフェストの中で、説明会を開催して判断をしていくということを表示しておられました。それをきちんと選挙のときの約束どおり果たされているなという印象を持っておりまして、一人の政治家のありようとして見たときには、非常に敬服しているところでございます。」と発言しています。

【質問事項】

(1) 地元同意

同じく 10 月 22 日の会見で「私が今までの鹿児島県や薩摩川内市の動きの中で、えっと思ったのは、1 つは、まず市議会が先に態度を示し、それを受けて市長が恐らく態度を示されることになるだろうという、その一連の流れでございまして、議会が先で、市長がその後が続くというやり方（中略）、そういう動きがあるんだなということを率直な感想として思ったというのが 1 つと、あともう 1 つは、臨時機会を市議会もされるかもしれないし、県議会もされるかもしれないということについても、私どもはちょっとイメージができていなかったの、ああ、そういったこともあるんだなということを思いました」と述べておられます。

玄海原発の再稼働に関して貴職は玄海町議会及び、玄海町長、さらには県議会の同意が得られれば、それをもって住民への説明責任も果たし、県民の理解を得、再稼働への同意を表明できると考えておられるのですか。

薩摩川内市に隣接するいちき串木野市、日置市の市議会は「地元同意を広げるべき」という決議を採択しましたが、鹿児島県知事はそれを無視しました。いざ事故が生じた時、広範囲に影響が及ぶことを考えれば、県民の命を預かる知事として「地元同意を広げるべき」と声をあげないのですか。

(答)

- 原子力発電所の再稼働の判断については、一義的に国・事業者の責任で行われるべきものであり、県としては、そういった国の再稼働に関する考え方を理解できるかどうか、ということをお求められることになるのではないかと考えています。
- 国は、エネルギー基本計画を閣議決定したことで、規制基準に適合した原子力発電所は、再稼働するという判断を既になされており、また、国が個別プラント毎の再稼働について、立地自治体等関係者の理解、協力を得るためにどのように取り組んでいられるのかについては、エネルギー基本計画に「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」とされています。
- また、国は、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、理解を得ていく範囲も含め、各地域と協議しながら具体的な対応を考えていくとされていることから、県としては国から協議があったときに、国の考え方を確認したいと考えています。
- なお、玄海原子力発電所 3、4 号機については、現在、原子力規制委員会において行われている、新規規制基準に対する適合性確認の審査がいつ終了するのか見通せない状況であり、現時点では、審査後の対応については決めていません。

(2) 住民説明

鹿児島の住民説明会は、「公聴会」や「公開討論会」などを求める市民からの声を無視して、日時場所が一方的に決められ、参加者の座席は全部指定されました（誰がどこに座っているか主催者が把握している）。説明会冒頭に「『再稼働の是非』『避難計画』に関する質問はご遠慮ください」とアナウンスされるなど、「審査書」に限った一方的な説明で、質問時間も限られました。ほとんどの質問が再稼働への不安、反対を表明したものでしたが、国や県はまともに答えませんでした。アリバイづくりと言われても仕方ないものでした。

貴職は県内全市町、全地域で、要援護者をはじめ様々な立場の住民の声を聞く公聴会や公開説明会等を開催するつもりはないのですか。

(答)

- 玄海原子力発電所3、4号機については、現在、原子力規制委員会において行われている、新規規制基準に対する適合性確認の審査がいつ終了するのか見通せない状況であり、現時点では、審査後の対応については決めていません。
- 国は、エネルギー基本計画において、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」とされていることから、その責任において主体的に立地自治体など関係者の理解と協力を得るよう取り組んでいただきたいと思います。

(3) 重大事故の想定

福島第一原発の事故を経験した私たちは最早「絶対安全」はないと痛感させられました。2014年11月現在も原発施設内に使用済み核燃料がある以上、事故が起きる可能性は0パーセントではありません。常に最悪の想定をしておく必要があります。前回は質問したとおり、規制委員会に提出した資料において九州電力は「20分でメルトダウン、90分でメルトスルー」という重大事故を想定していますが、この時貴職はどのような事態となることを想定しておられるのでしょうか。

(答)

- 平成26年6月9日付で提出された質問・要請書に対しお答えしたとおり、九州電力が原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合に提出した資料では、原子炉格納容器の損傷防止対策を説明するための重大事故シナリオとして、原子炉のトラブル（大破断 LOCA (※)）から約22分で炉心溶融、約1.4時間で原子炉容器損傷という試算が示されています。
- 新規規制基準では、炉心溶融や原子炉容器損傷が起こらない対策をとった上で、それ以上の対策は不要とするのではなく、それでも万が一起きた時の対策を二重、三重に考えておくことで原子炉格納容器が損傷に至らないようにすることを求めています。
- 本件の試算は、適合性審査の中で、これを説明するため、重大事故シナリオを想定したのですが、この場合でも、放射性物質の放出に至らないようにする事故対策が示されており、この対策が十分機能しうるものであると認められなければ、新規性基準の適合審査を通ることはありません。
- なお、大破断 LOCA は「全面緊急事態」に該当する事象ですので、これが覚知されれば、国においては原子力緊急事態宣言がなされ、県や市町においては、国の指示を受けて PAZ (半径 5km 圏内) の住民への避難指示や、UPZ (半径 5~30km 圏内) の住民への屋内退避指示を出した上で、関係機関と連携して避難の実施を支援していくこととなります。

(※) LOCA とは「冷却材喪失事故（原子炉の冷却系の配管が破損するなどして、原子炉冷却材（水）が流出する事故）」の意味であり、「大破断 LOCA」は、LOCA の中でも破断面積の大きい大口径配管の破断による事故を言います。

このような事態に備えて、原子炉には「非常用炉心冷却装置」と呼ばれる装置が設けられています。

(4) 「8 分の 1 方向、15 キロ」という過小想定

貴職は 7 月 8 日の定例会見において「私どもは今回、福島で起きた(事故の)線量がどの方向にどれぐらい行ったのかということが大体 16 分の 1 方向だねというのと、5 キロぐらいかなというのがあって、だから、16 分の 1 と 5 キロというのを基本に考えたんですね。ただ、そのままだと、それは福島の事故を踏まえた計画としては十分じゃないだろうということで、16 分の 1 の幅を 2 倍にして 8 分の 1 にし、そして、5 キロというのを延ばして 10 キロにしたんですが、玄海の場合は 10 キロにすると唐津市の市街地が入らないんですよ。そうすると、あまりたくさんの方が避難されるという前提にならないので、それは 15 キロまで延ばそうということで、ある程度の人数が避難するという前提で計画をつくりましょうということでやったんですね」と述べています。

そして「実際に災害が発生した場合には PAZ 及び UPZ(半径 30km 圏内)の全域に避難指示が出されるとは考えにくい」として、要援護者の避難者数やスクリーニングの時間等をすべて過小に想定しています。重大事故の場合、シミュレーション通りに一定方向に一定距離拡散するという根拠はどこにあるのですか。福島原発事故における放射能の実際の拡散状況を、海も含めてお示してください。

(答)

- 7 月 8 日の定例記者会見でお示した「8 分の 1 方位、15 km の範囲」とは、医療機関及び福祉施設で避難計画が策定されたことを受け、県の災害対策本部で支援が必要となる車両数のボリューム感を掴むため、福島第一原子力発電所での事故の例を参考に、1 日以内に避難が必要と考える範囲（空間線量率が毎時 500 マイクロシーベルトを超える地域）の目安として考えたものです。
- 福島第一原子力発電所の事故において、各地域の放射線量がどのような状況であったかということについて、国（原子力安全委員会）がモニタリングの結果と SPEEDI の機能を活用して推計し、平成 23 年 4 月に「SPEEDI による積算線量試算の追加公表について」としてその結果を明らかにされ、この中で、3 月 12 日 6 時から 3 月 24 日 0 時まで（12 日間）の外部被ばく積算線量の試算を、海側も含めて示されています。
- この試算によると、現在の原子力災害対策指針に基づいた場合に 1 日以内に避難が必要と考えられる範囲（※）は、原子力発電所から概ね半径 5km 程度の範囲内に収まっており、方向も一定の方向（概ね 16 分の 1 方位の範囲内）に限定される結果となっています。
- 本県としては、国の試算を参考に、1 日以内に避難することとしている毎時 500 マイクロシーベルトを超える地域の広がりを目安として、方位は福島の事例の 2 倍の 8 分の 1 方位、距離は 3 倍の 15km という目安を置いているところです。
- これはあくまで、対策を具体的に検討するため、福島の事故の事例を踏まえて一つの目安をおいたというものであり、万が一の原子力災害時には、目安を踏まえて検討した対策を元に、実際の状況に適切に対応します。
- なお、福島の事故における周辺環境の放射線量の推計については、平成 26 年 10 月 2 日に開催された原子力規制委員会の「事前対策等検討ワーキングチーム」において、海側も含めて新たな試算が示されたところですが、ここでも、空間線量率が毎時 500 マイクロシーベルトを超える地域は半径 5km 圏内に収まるということが示されています。

(※) 国が示した試算のうち、12日間の実効線量が50ミリシーベルトに達する範囲を参考としています。

日本の原子力災害対策指針では1日以内の避難の判断基準を空間線量率毎時500マイクロシーベルトとしています。これは、IAEAの基準と単純に比較すれば、7日間の実効線量50ミリシーベルトに相当すると考えられます。(IAEAにおいては、即時避難の一般的基準を7日間の実効線量100ミリシーベルト、これに対応する判断基準を空間線量率毎時1000マイクロシーベルトとしています。)

国の試算は7日間より長い約12日間の積算ですので、7日間に置き換えればこれよりも小さい範囲になると考えられます。

(5) SPEEDI の利用

原子力規制委員会は10月8日に、SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)を避難判断に使わない方針を決めました。福島ではSPEEDIの情報が隠されたのであり、いわば、使っている“人”の問題です。これを使わないことは、福島原発事故の教訓を踏みにじり、被ばくを避ける避難を放棄するものではないでしょうか。

SPEEDIによるシミュレーションを基にした県の避難計画(過小評価していますが)とも矛盾があると考えますがこの点貴職はいかがお考えでしょうか。

(答)

- 原子力規制委員会は平成26年10月8日の委員会で、「原子力災害対策指針がその方針として示しているように、緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない」という方針を示しましたが、この理由は、「福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いつどの程度の(放射性物質の)放出があるかを把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEEDIによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断によるもの」とされています。
- また、国会事故調の報告書では、「SPEEDIによる予測計算の結果と、安全委員会によるSPEEDIを用いた逆推定計算の結果は異なるものであり、安全委員会によるSPEEDIを用いた逆推定計算の結果は、政府の初動の避難指示及び避難区域設定時には存在していなかった。」とされており、このことも、SPEEDIの予測計算が必ずしも避難等の判断には活用できないことを示していると考えられます。
- これについては、加えて、「多くの住民には、安全委員会によるSPEEDIを使った放出源情報の逆推定計算による図形が、あたかもSPEEDIが放射性物質の拡散予測をした結果であるかのように伝わっており、これにより浪江町をはじめとする多くの住民が、SPEEDIのデータ開示の遅れが政府の初動の避難指示における最大の問題だったと受け止めている。このように住民に広がった誤解は、政府の住民に対する説明が不十分であったことを示している。」ともされています。
- 福島の事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、現在の原子力災害対策指針では、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方として、SPEEDIによる放射線量の予測ではなく、原子力発電所の状況やモニタリングによる実測の放射線量を基準として避難等の防護措置を判断することとしていますので、これに基づき

SPEEDI を防護措置の判断には使用しないとした考え方は、妥当なものと考えています。

- SPEEDI については、今後、「防護措置の判断以外の場合等における参考情報としての活用方法については、緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料に追記する等により周知する」とされており、そこで示される内容を踏まえ、万が一の原子力災害発生時には適切に対応します。
- なお、県の避難計画が「SPEEDI によるシミュレーションを基にした」ものであり、これと矛盾しないのか、とのご指摘ですが、県の避難計画は、SPEEDI によって玄海原発の事故の状況をシミュレーションし、これに基づいて作成したものではありません。
- (4)のご質問に対する回答のとおり、あくまで、避難計画を具体的に検討する際に、福島事故の状況を SPEEDI によって逆推計した結果を参考として、1 日以内に避難する地域の広がりを目安をおいたものです。
- これに対し、万が一の原子力災害時における対応は、地域防災計画にもあるとおり、原子炉の状況や放射線量の実測値に基づいて避難等の防護措置を実施することとしており、10 月 8 日に原子力規制委員会が示した考え方と一致していますし、この場合でも避難計画を検討するにあたり目安とした考え方は十分活用できますので、矛盾はありません。

(6) 500 μ Sv/h という実測値

貴職は重大事故が起きた場合、「PAZ の住民は放射性物質放出前に予防的に避難」「UPZ の住民は原則屋内待避した上で数時間以内に空間放射線量が 500 μ Sv/h 以上の区域を特定して 1 日以内に避難するよう避難指示、」「1 日以内に空間放射線量が 20 μ Sv/h 以上の地域を特定し 1 週間以内に避難するよう避難指示が出される」と答えておられます。この場合 UPZ の 5 キロ以上 30 キロ圏内の住民が屋内待避をした場合の被曝線量の数字を具体的にお答え下さい。

(答)

- 万が一の原子力災害時に、各地域がどのような放射線量となるかについては、そのときの事故の状況、放射性物質の放出状況や気象条件などによって変わってくるため、各地域の空間線量をあらかじめ特定することはできません。
- なお、内閣府や復興庁が作成した「放射線リスクに関する基礎的情報」では、IAEA の資料を基に、木造家屋への屋内退避により、沈着した放射性物質からの放射線の低減効果は 0.4 (60%低減) とされています。

(7) 放射線防御シェルター

県内の離島においては、緊急避難シェルターの収容人数が住民の人数分ない場所があります。シェルターに入れられない住民はどうすればよいのですか。前回の質問にお答えいただいておりますが、誰がどのように選別するのですか。

(答)

- 県内の 7 つの離島は、すべて UPZ (半径 5~30km 圏内) にありますので、万が一

原子力災害が発生した場合、住民等には、原則として「全面緊急事態」でそれぞれのご家庭などに屋内退避をしていただきますが、放射性物質が放出され、それぞれの島を含む地域で放射線量が高くなった場合は、空間線量が毎時 20 マイクロシーベルトを超える地域は 1 週間以内、毎時 500 マイクロシーベルトを超える地域は 1 日以内で避難していただくこととなります。

- 唐津市の 7 つの離島では、このように、万が一放射線量が高くなり、避難が必要になった場合に、時化等で島外に避難できないことも想定されるため、放射線防護機能を付加した施設の整備を進めています。
- 今後とも、島民全員が当該施設に避難できるよう唐津市と連携して施設整備を行うこととしています。
- なお、現時点での対応として、放射線防護機能を付加した施設に収容できない場合は、島内のコンクリート施設への屋内退避をしていただくこととなります。
- コンクリート施設への屋内退避は、木造家屋よりも高い放射線低減効果があるとされています。

(8)スクリーニング

- ① 貴職は「PAZ の住民に関しては避難者や、避難に使用する車へのスクリーニングは必要ない」と答えておられますが、避難の途中で道路の寸断、あるいは渋滞などにより、汚染される可能性は全くないと考えておられるのでしょうか。

(答)

- PAZ（半径 5 km 圏内）圏内の住民は、原災法第 10 条に該当する「施設敷地緊急事態」、例えば、原子力発電所内で全交流電源が 30 分以上継続して喪失した場合など、施設に異変が出た早期の段階で避難準備を行い、原災法第 15 条に該当する「全面緊急事態」になった場合に避難を開始することになります。
- これらの時点では放射性物質が放出されているわけではないため、汚染の可能性はないと考え、スクリーニングは必要ないと回答したところです。
- なお、道路の寸断等で避難に長時間を要した場合などで、避難行動中に放射性物質が放出されるようなことがあった場合は、放射性物質に汚染された可能性を考え、スクリーニングが必要となることもあると考えます。

(8)スクリーニング

- ② スクリーニングに要する時間は車 1 台あたり何分と想定しておられるのですか。
30 キロ圏内の人と車がすべて避難を強いられる時、スクリーニング完了するまでに、何時間かかりますか。報道では、国道 323 号線を避難する避難者のスクリーニング場所となる小中一貫校北山校では、避難車両 24000 台がすべてスクリーニングを完了するのに、1 台 5 分、10 ゲートとしても、2000 時間つまり 8 日間かかるとの試算もありました。このような想定は無視するのですか。

(答)

- 車のスクリーニングについては、国の考え方を参考に、1 台当たりの所要時間 2 分を目途とした検査で実施することとしています。

- また、本県では、(4)のご質問に回答したとおり、県の災害対策本部で支援が必要となる車両数のボリューム感を掴むため、福島第一原子力発電所での事故の例を参考に、1日以内に避難が必要と考える範囲（空間線量率が毎時 500 マイクロシーベルトを超える地域）の目安として、8分の1方位、15km という目安を考えたところですが、対策を具体的に検討するに当たっては、この中で対象人口が大きくなるよう、玄海原発から南東方向の8分の1方位、15km を目安としています。
- この目安をスクリーニングの実施にも当てはめると、この範囲の人口は 43,794 人ですが、これらの方々が1台あたり 2.5 人乗車し、避難計画上の主要な避難経路上でスクリーニングを受けると想定した場合、国道 323 号を経由して避難し中高一貫北山校でスクリーニングを受ける避難住民は 6,208 人、避難車両は 2,483 台となります。
- そこで 10 箇所の検査レーンを設置し、車 1 台に 2 分かかったとすると、スクリーニングに要する時間は 8.3 時間になると試算しているところです。

(8)スクリーニング

- ③ スクリーニングの結果、除染が必要とされ、除染を行った場合の放射能汚染廃棄物を九州電力は何処で、どのように処理するのか貴職は把握しておられますか。具体的にお答えください。

(答)

- 除染を行った場合に発生する放射性物質に汚染された廃棄物に関しては、電力事業者である九州電力が引き取り、処理をするということについて、九州電力との間で確認済みです。
- 具体的な処理の手順などについては、九州電力が責任を持って対応することですが、九州電力において検討中と聞いています。

(9)要援護者の避難

7月8日にすべての病院・福祉施設の避難計画が策定されたと発表されましたが、全入所者 8028 人のうち半分以上の 4462 人の移送を県が責任を持つというものの、具体的には決まっていないようです。

- ① 病院入院者の「トリアージ」では、まず 3 か所に全員を集めるといいますが、再移送先は具体的にどこで、どのようにして運ぶのでしょうか。医療機材等はすべて確保されていますか。

(答)

(冒頭のご指摘について)

- 「全入所者 8028 人のうち半分以上の 4462 人の移送」と、半径 30km 圏内の全施設の合計を例示されていますが、福島第一原子力発電所での事故の例を考えても、半径 30km の全域で避難が必要となることは考えにくいいため、(4)や(8)のご質問に回答したとおり、県の災害対策本部で支援が必要となる車両数のボリューム感を掴み、対策を具体的に検討するに当たって、1日以内に避難が必要と考える範囲（空間線量率が毎時 500 マイクロシーベルトを超える地域）の目安として、玄海原発から南東方向の8分の1方位、15km という目安を考えています。

- この範囲では、入所者等が 1,887 人おられ、これに対し県の災害対策本部で車両の支援が必要な方が 1,165 人と試算していますが、万が一の原子力災害時には、目安を踏まえて検討した対策を元に、実際の状況に適切に対応します。

(①の質問について)

- 原発から PAZ (半径 5km 圏内) の医療施設の全入院患者と、UPZ (半径 5~30km 圏内) で避難が必要となった地域の入院患者のうち重篤患者については、7 箇所の災害拠点病院に直接移送します。
- 一方、UPZ の中・軽症患者については 3 箇所の医療救護避難所に一時避難し、県災害対策本部が県医師会などと連絡調整しながら、あらかじめ選定していた地区の中から避難先となる具体的な医療施設を選定することとしています。
- 災害拠点病院への移送手段については救急車や自衛隊ヘリで、また、医療救護避難所への移送及び医療救護避難所から受入先医療施設への再移送手段については、民間のバス等を活用することとしています。
- 必要な医療機材等については、次のとおりです。
 - ・ 重篤患者を受け入れる災害拠点病院は、全ての病院で定員を超えても受け入れるスペースがあり、受入れに必要な医療機材等も整っています。
 - ・ 中・軽症者を受け入れる一般病院は、空きベッドの範囲内の受入れになることから、同様に医療機材等は整っています。
 - ・ なお、医療救護避難所においては、応急処置用の医療機材等は県で準備しています。

(9) 要援護者の避難

- ② 「高齢者施設及び障害者施設の要支援者は、避難元と避難先施設の車両及び民間バスなどで 30km 圏外の同種施設や地域住民と同じ避難先に避難します」としていますが、この場合、車両やバス運転手や介助者は被曝を避けることが出来ません。被曝をするという事が前提となってこの計画が策定されているのでしょうか。また、そのような書面による協定書などは事業者や労働者と交わされているのでしょうか。

(答)

- 現在の県地域防災計画は、福島事故における教訓や、国際基準を踏まえて住民の被ばく量が最小限度となるようまとめられた国の指針を踏まえて修正したものであり、万が一の原子力災害時には、この計画に基づいて適切に対応します。
- また、施設外から避難の支援をしていただく民間バスの運転手などについては、安全が確保できる範囲でのご協力をお願いしています。
- 具体的な例として、国において、民間バス運転手の活動を一般公衆の年間の被ばく線量限度である 1 ミリシーベルトを限度とするという考え方を示されており、県バス・タクシー協会に対しては、こうした考え方をご説明したうえで、基本的に協力していただけるとの考えをお示しいただいており、現在は、より具体的な手配の手順などについて協議を進めています。
- なお、民間バスの運転手で対応ができない場合は、防災業務関係者で対応することになると考えています。

【以下、長寿社会課】

- また、高齢者や障害者福祉施設では、30km 圏外の避難先施設の車両も使用し避難することになっています。
- その場合も、避難先施設には、安全が確保できる範囲でのご協力をお願いすることになるため、避難先施設から放射性物質放出前の早い段階で避難元施設に行き、避難のための準備を行うよう考えています。

(9) 要援護者の避難

- ③ 県民は福島第一原発の事故の際、避難に著しい混乱が起き、ある病院の収容患者 90 名は置き去りにされ、そのうち 45 名が搬送途中に死亡したことなどを知っています。この「福島事故の教訓」に基づいて UPZ 圏内外を問わず、県民が一斉に避難し始め大混乱に陥ることは想定しておられませんか。

(答)

- 福島事故において、残念ながら病院の入院患者などが多数お亡くなりになっていますが、このことについて、国会事故調の報告書では、「こうした事態をもたらした要因は、広範な避難区域設定を伴う大規模な原子力災害を想定していなかった地方自治体及び医療機関の防災計画の不備にあったと言わざるを得ない」とされ、あらかじめ避難計画が策定されておらず、避難先や避難支援の体制が定まらない状態で避難され、患者に過大な負担が生じたことが教訓となっています。
- この教訓を踏まえ、本県では、半径 30km 圏内となる玄海町、唐津市、伊万里市において住民の避難計画を策定していただき、また、半径 30km 圏内の有床医療機関や福祉施設には全て避難計画を策定していただき、緊急時の避難先を確保するとともに、県地域防災計画において、安全に避難できない状況では屋内退避をしていただき、無理な避難はしないという考え方をまとめています。
- こうしたことにより、病院の入院患者や福祉施設の入所者の方々が安全に避難できるような体制を整えたところです。
- なお、これらの取組とは別に、万が一の原子力災害時には、避難指示等の有無に関わらず、自主的に避難をされる方はおられると考えています。
- 病院や福祉施設においても、避難指示がなくとも早期に避難したいというご事情がある場合は、個別の事情を踏まえて対応します。
- 安全に避難していただくためには、行政の指示に従って避難していただくことが最善であると考えており、ご理解を得られるよう今後も努めていきます。

(9) 要援護者の避難

- ④ 避難計画を策定した施設に伺った時に、「計画はあくまで人員・車両・物資が整い、受入 1-2 週間という大前提での話」「5 キロ圏内はあくまで予防的措置で対策をしているが、福島事故並みの放射能が放出されたら対応は難しい」などの声を聞きました。大前提はすべて整っていますか。福島事故並みの放射能が放出されたら、避難計画は機能しますか。

(答)

- 避難を実施するためには、避難に必要な人員や車両等を確保することが必要です。

そのために、避難元施設の職員や車両では不足する場合には、県が国や防災関係機関、避難先施設の協力も得ながら安全に避難できる体制をとります。

- また、PAZ においては放射性物質放出前の時点で予防的に避難するという考えであり、その場合、どうしても避難できない場合には屋内退避をしていただき、安全に避難できる体制が整った時点で避難することになります。
- また、避難計画は機能するののかというご質問ですが、国の原子力災害対策指針は福島での事故を教訓として策定されています。その指針に沿って県や市町の地域防災計画、施設の避難計画が策定されており、避難計画は機能すると考えています。
- なお、避難計画というものは常に改善強化をしていくべきものと認識しており、引き続き原子力防災訓練などを通じて検証を行いながら避難計画の充実を図っていきます。

(10) 避難所のスペース

前回質問において「避難受入数の避難先市町人口に対する割合が 17 市町中 13 市町で 3 割を超え、太良町では 78%になる」「各施設に対する収容人員数の割り振り方が、およそ非現実」「市町間の協議がなされていない」ことなどを指摘しましたが、貴職は「不適切な部分があれば是正を行う」と回答されました。不適切な部分をどう認識し、どこをどう具体的に是正したのか、お答えください。

(答)

- 平成 26 年 6 月 9 日付で提出された質問・要請書の中の、「避難受入れ数が避難先の市町の人口に対して 3 割以上となるのが 17 市町中 13 市町にのびます。江北町で 50%、嬉野市で 53%、太良町では 78%にもなります。人口が急激に 5 割、8 割も増えたら、行政として機能しないのではないですか。数合わせでない、現実的に可能な受入れ計画を立てないのですか。」

とのご質問、及び

「避難元と避難先の市町の間で、具体的な協議はほとんどされていないことがわかりました。たとえば、小さい公民館に駐車場があるのか、避難元（伊万里市）は「それは避難先がやってくれる」といい、避難先（武雄市）は「うちは避難場所の確保だけ」ということでした。これでは、いざという時に機能しません。

ホームページや市報などに掲載するだけでなく、佐賀県が主導して、避難元、避難先の自治体担当者ならびに住民をまじえて、公開の協議の場が当然必要と考えます。これまでの具体的にどのような協議の場を持ちましたか。今後、開催する予定はありますか。」

とのご質問に対しては、「不適切な部分があれば是正を行う」という回答ではなく、

- ・ 大規模な避難が必要となった場合には、行政機能も移転し、避難元の自治体が移転先で行政サービスを提供することになります。
- ・ また、市町の避難計画策定にあたっては、県の調整のもと、避難先施設の受入可能人数を受入市町に確認したうえで、計画全体についても全市町との間で調整し、最終的には平成 23 年 7 月に全市町の首長のご了解を得たうえで、同年 8 月に原子力災害時の広域避難について決定しています。
- ・ 避難所運営や避難生活の維持については、避難元市町が主体となりますが、併せて、受入市町や県などが必要な支援をしていくこととしています。

- ・ このため、避難元市町と受入市町の間でしっかりと連携していただき、具体的な話をしていただくことが重要だと考えていますが、現段階では、一部の市町を除き、そうした協議が十分進んでいないということは、県としても認識しています。
- ・ 県としては、避難元市町と避難先市町に早急に具体的な協議を進めていただくよう、6月に全市町の担当者を集めてお願いしたところであり、また、より具体的な個別の協議が進むよう、8月中に市町間の協議の場を設定することとしています。とご回答したところでは、
- これらの考え方にに基づき、8月に市町間の協議の場を設定したうえ、避難元となる市町と受入市町の間で引き続き協議を進めていただいています。
- なお、「2 m²の中に、固定されたイスのあるスペースや調理室、事務室、階段等が含まれている市町もありましたが、自治体にどのような指示を出したのですか。不適當ではないですか。」とのご質問に対しては、
 - ・ 避難計画策定にあたって、市町に対しては、避難施設の有効面積に対して避難者1人当たり2 m²を使用するという考え方を示しています。
 - ・ 今後とも、仮に不適切な部分があれば是正を行い、不断に改善していきます。とご回答したところであり、このお答えのとおり、今後も不断に改善していきます。

(11)危険区域にある避難施設

災害対策基本法が2014年4月に改正されたことに伴い、原子力災害対策特別措置法においても「危険区域に避難施設を設定してはならない」とされました。この法律に基づいて、避難元である自治体の一時集合場所(緊急避難場所)や、避難先の避難所の危険区域への設定は禁止されています。貴職は、避難元、避難先の全避難施設が「危険区域」に設定されていないことを確認していますか。具体的に何か所ありますか。また、違法状態については是正指導をしていますか。これらのことを住民に公表していますか。

(答)

- 災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法などの規定では、原子力災害時に備えた指定避難所については、想定される原子力災害による影響が比較的少ない場所にあることが求められ、同じく原子力災害時に備え、市町村長が必要と認めるときに指定する指定緊急避難場所については、原子力災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない地域にあることが求められています。
- 現行の避難計画で定めている避難先施設は、これらの法令に即したものとなっています。
- なお、原子力災害における指定緊急避難場所は、円滑かつ迅速な避難又は屋内退避の確保を図るための場所として、必要があると認めるときに指定するものであり、避難の際に自家用車による避難ができない住民などが集合する一時集合場所とは、必ずしも一致しません。現在のところ、県内には原子力災害における指定緊急避難場所と指定されている場所はありません。

(12) 安定ヨウ素剤配布

佐賀県の地域防災計画内の原子力災害対策篇において「佐賀県では、PAZ 及び UPZ (原発から 30 キロ圏) の全住民の 3 日分の安定ヨウ素剤を、30 キロ圏内の市町、保健福祉事務所等に配備している」と記されています。そもそも何故 UPZ 圏内の住民だけが対象となっているのでしょうか。福島においては、従来 100 万人に一人の確率と言われていた 18 才未満の子どもの甲状腺ガンの発症が急増していることは事実です。この事を踏まえて全県民に安定ヨウ素剤についての説明、及び希望者への配付を行う必要があると思いますが、貴職はいかがお考えでしょうか。

(答)

- 国の原子力災害対策指針の中では、30km 圏外でも、安定ヨウ素剤の服用などの防護措置が必要となる場合があるとされています。
- この具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、まだ明らかにされておらず、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討するとされているところです。
- 原子力災害対策に係る科学的・専門的事項については、県が独自に判断するというより、原子力災害に関する多くの知見を有する国が示す指針等の考え方に基づく必要があると考えており、今年、10 月から始まった国の検討チームの議論を注視し、新たな知見が示されれば、県の防災計画がよりよいものとなるよう不断に見直しをしていきたいと考えています。

(13) 30 キロ圏外の避難計画

橋本康志鳥栖市長は住民の質問に対して「事故の規模、状況、気象条件、時間の経過などにより国が定める放射線管理区域以上の放射能汚染にさらされる可能性はないわけではない」と答えています。管理区域には 18 才未満の入所禁止、標識表示義務と立ち入り制限、管理区域内での喫煙や飲食の禁止などが厳しく定められています。鳥栖市長の回答から想定しなければならないことは、県民の命、分けても子どもたちの命を守るためにも、県内全域における原子力防災計画の一日も早い策定が必要であると考えますが、貴職は如何お考えでしょうか。

8 月 22 日の県市長会との会合で貴職は「県として 30 キロ圏外の計画はある」「こうなったらここに行くという具体的なところは決めていないが、必要なときに必要な方々に安全なところに避難してもらうことを絶対実現する」と発言されたと報道されていますが、精神論ではなく、具体的にお示してください。

(答)

- 福島では、初期の対応として、20km 圏に一斉避難、20～30km 圏に屋内退避の指示が出されましたが、国の原子力災害対策指針では、こうした状況を踏まえつつ、国際基準で定められている範囲の最大値を採用し、地域防災計画の原子力災害対策編や避難計画を策定することとされている範囲は、概ね半径 30km 圏とされています。
- 福島の状況を考慮したこのような考え方を踏まえ、佐賀県においても 30km 圏で地域防災計画の原子力災害対策編や避難計画を定めています。
- 一方、30km 圏の外においても、国の指針を踏まえ、緊急時モニタリングにより空間線量を測定し、一定の放射線量が確認されれば、30km 圏内と同様に避難等の防護

措置を実施することとしています。

- また、福島事例からも放射線量の基準を超えて避難が必要な地域は一定の方向に限られると考えられ、計画上避難先とされていても使用しない施設を、避難先として活用可能です。
- 以上のことから、万が一の原子力災害時に、30km 圏外において避難が必要となった場合においても、こうした考え方に基づいて一定期間（空間線量が毎時 20 マイクロシーベルトを超えた地域であれば 1 週間以内など）の間に県が避難先を確保し、避難を実施することができると考えており、あらかじめ避難計画を策定しておく必要まではないと考えています。

【要請事項】

たとえどんなに経済が繁栄しても、命を損ねてしまっは何の意味もありません。命は何にも先だって優先されるべき事柄です。現在県が策定している原子力防災・避難計画ではとても県民の命を守ることが出来ず、むしろ被曝を前提としたものである事は明らかです。

県民の命を守れない避難計画のもとでは、玄海原発の再稼働を絶対に認めないでください。

- 原子力防災については、再稼働の有無に関わらず、原子力発電所の立地地域として、実効性のある地域防災計画や避難計画が必要であることから、これまでも国の原子力災害対策指針に基づき地域防災計画の修正を行ってきており、また、関係市町においても、住民の避難計画が策定されています。さらに、医療機関や福祉施設についても、避難計画を策定していただいたところです。
- これらの計画により、原子力災害への対応は可能であると考えています。
- なお、原子力災害時の避難の考え方は、福島における原子力災害の教訓や、原子力災害対策に関する国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針を踏まえたものです。
- 今後も、県や市町において改善すべきと判断した場合には、より良い避難計画となるよう不断に改善強化していきます。